

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
が休日である翌
日の翌日)

目次

- ◆企業管理規程 鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程
- ◆企業訓令 鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する企業訓令

企 業 管 理 規 程

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公布す
る。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程

(鳥取県企業局組織規程の一部改正)

第一条 鳥取県企業局組織規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取県企業局西部建設事務所」を「鳥取県企業局西部事務所」に改める。

- (鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部改正)
- 第二条 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程(昭和三十九年三月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
- 別表第五号中「保守員」の下に「操作員」を加える。
- (企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第三条 企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「西部建設事務所」を「西部事務所」に改める。

別表第二中「運転士及び保守員」を「運転士、保守員及び操作員」に改める。

別表第三中「西部建設事務所」を「西部事務所」に改める。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

企 業 訓 令

鳥取県企業訓令第二号

鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する企業訓令を次のとおり定める。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する企業訓令

(鳥取県企業局公印規程の一部改正)

第一条 鳥取県企業局公印規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表のひな形中

鳥取企業建設局事務部長印

に改める。

鳥取県西部事務所長印

(鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部改正)

第一条 鳥取県企業局西部建設事務所処務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県企業局西部事務所処務規程

第一条中「鳥取県企業局西部建設事務所」を「鳥取県企業局西部事務所」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

所に内部組織として庶務係、工業用水道施設係、工業用水給水係及び埋立係を置く。

附 則

この企業訓令は、昭和四十三年四月一日から施行する。